

令和5年度第1回伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会 議事録

- 開催日時：2024（令和6）年2月8日（木）午後2時～3時10分
- 開催場所：伊賀市役所本庁舎2階 会議室201
- 出席委員：7名  
松田委員、木澤委員、上出委員、和田委員、川上委員、谷口委員、滝川委員
- 欠席委員：服部委員
- その他：子ども教室新設教室関係者
- 市出席者：中岡健康福祉部次長、岡澤こども未来課長、津田こども未来課こども家庭係長、西出こども未来課こども家庭係係員、東社会教育推進監兼生涯学習課長、高見生涯学習課主幹、中川生涯学習課主査

（事務局）

失礼いたします。本日はご多忙のところ、会議にご出席をいただきましてありがとうございます。皆様方の机の上に委嘱状を置かせていただいておりますが、ご確認いただきまして今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

私、ご紹介頂きました生涯学習課の東と申します。よろしくお願ひいたします。

平素、いろいろなお立場で子ども達に関わる事業などをとおして、伊賀市の教育行政・福祉行政をお支えいただき、誠にありがとうございます。

取り分け、子ども達の放課後の活動や学習をサポートとして、健やかな居場所づくりをご支援いただいておりますこと、重ねてお礼申し上げます。将来を担う子ども達なんですから、様々な学習や体験をとおして、健やかに育っていくということは、市民全ての願ひであるというふうに思っております。

しかし、いじめの問題であるとか、虐待・登下校中の事故など、子ども達を取り巻くいろいろなことが起こっているという状況も、ご承知のとおりかというふうに思っています。最近ではスマートフォン等の所有の低年齢化などから、ネット上でさまざまな犯罪やトラブルに巻き込まれるというようなこともございます。

このような状況の中で、市としても関係機関と連携して取り決めを進めているということも、ご理解いただきたいというふうに思っています。

本日、子どもの居場所づくりというところについて、具体的には放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を、これまでよりも密接にということが国から言われているところでございます。

本日の会議で、皆様方からご意見を頂戴してまいりたいと考えておまして、今後の放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携の在り方等につきまして、検討を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

簡単で恐縮でございますけれども、開催にあたってのお礼とさせていただきます。本日は

最後まで、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員及び関係者紹介)

続きまして、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員として、令和5年8月1日から令和7年7月31日までの2年間の任期として委嘱させていただき委員の皆様を順にご紹介させていただきます。資料のところに名簿をつけさせていただいておりますので、その順にお名前を読ませていただいて、ご紹介をさせていただきます。

小中学校校長会代表として 松田 久司 様。

放課後児童クラブ代表として 服部 代利 様。

服部委員については、所用により欠席されております。

放課後子ども教室代表として 木澤 正治 様。

社会教育委員代表として 上出 通雄 様。

民生委員児童委員連合会代表として 和田 文子 様。

P T A連合会代表として 川上 桂子 様。

行政関係者として 谷口 順一 健康福祉部長。

同じく 滝川 博美 教育委員会事務局事務局長。

以上、8名でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委嘱状につきましては、本日皆様のお席に置かせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

続きまして、本日の協議事項(3)の関係者をご紹介します。

寺子屋つばめ 会長 平野 麻衣 様。

寺子屋つばめ 副会長 丸柱 真優佳 様。

以上、でございます。

会長の平野様は、所用により欠席されております。

お二人は現在、子ども食堂「つばめカフェ」を運営しておられ、令和6年4月から放課後子ども教室「寺子屋つばめ」のコーディネーターを務められる予定となっております。

(出席者紹介)

続きまして、本日出席しております事務局職員を紹介いたします。

(事務局)

会議に入ります前に、委員長、副委員長の選出を行います。

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例第5条によりますと、「委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める」とありますが、いかがいたしましょうか。

(事務局一任の声あり)

事務局一任のお声をいただきましたので、事務局の方からは委員長に上出通雄委員、副委員長には松田久司委員にお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしのお声をいただきましたので、上出委員、松田委員、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、上出委員長のほうから一言ご挨拶を賜りたいと思います。

(委員長)

失礼いたします。委員長を拝命いたしました上出でございます。皆様のご協力をよろしくお願いたします。

(事務局)

ありがとうございます。協議を始めていただくにあたりまして、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条に基づき公開を行いますことと、第8条に基づく会議録作成のため、録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、事前送付の資料ですが、事項書、委員名簿、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例、がそれぞれ1枚ずつ。資料(1)－1といたしまして放課後児童対策パッケージと題しました1枚、資料(1)－2といたしまして放課後子ども教室推進事業についてと題しました1枚、資料(1)－3といたしまして新・放課後子ども総合プランと題しました資料1枚、資料(1)－4といたしまして放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携についてと題しました1枚。資料(2)－1といたしまして実施場所一覧、資料(2)－2としまして、子ども教室の現状の資料、がそれぞれ1枚ずつ。資料(3)－1といたしまして寺子屋つばめの概要、資料(3)－2運営委員会役員名簿、資料(3)－3といたしまして運営委員会規約、資料(3)－4といたしまして安全管理マニュアル、資料(3)－5といたしまして寺子屋つばめの案内チラシ。

また、当日資料としまして、「放課後児童クラブ一覧表(令和5年度)」を配布させていただいております。

以上となりますが、皆様、資料はお揃いでしょうか。

それでは、事項書2番、協議事項に移らせていただきます。

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例第6条に「委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる」とございますので、ここからの進行は上出委員長にお願いしたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(委員長)

議事進行が円滑に行われますよう、皆さまのご協力をお願いしたいと思います。

それでは事項書に沿って進めさせていただきます。

まず、協議事項の1番目『「放課後子ども教室推進事業」及び「新・放課後子ども総合プラン」の概要について』事務局から説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。新しい委員さんもお見えになっておりますので(1)『「放課後子ども教室推進事業及び「新・放課後子ども総合プラン」の概要について』簡単に説明させていただきます。

まず初めに(1)-1『放課後児童対策パッケージ』資料をご覧ください。こちらは、令和5年12月25日に、子ども家庭庁と文部科学省による放課後児童対策に関する概要でございます。家庭で過ごす時間と学校で過ごす時間以外の時間の“子どもの居場所”について、対策を講じようとしています。本検討会で関係する項目として、大きい項目「1. 放課後児童対策の具体的な内容について」のうち、「(2)すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策」のうち「多様な居場所づくりの推進」の「①放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型の推進」。それと大きい項目の「3. その他の留意事項」のうち「(1)放課後児童対策に関する取り組みのフォローアップについて」の「②放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携」となります。本検討委員会では、放課後児童クラブと放課後子ども教室とで連携して授業を行うことや、それにかかる居場所づくりについてご意見をいただき、施策について検討するものでございます。

続きまして、資料(1)-2『放課後子ども教室推進事業について』をご覧ください。放課後子ども教室の内容や目的については、青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等緊急的課題に対応するため、放課後や週末、夏休みなどの長期休暇期間に、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点、居場所を設け、さまざまな体験活動や交流活動などの取り組みを推進するものです。事業費用については、放課後子ども教室推進事業として、国・県・市が3分の1ずつ負担して実施しています。具体的な取組みとして、宿題や工作、ボール遊び、お茶、俳句、器楽や創作活動、英会話、おやつづくりなどを行っています。

次に、資料(1)-3『新・放課後子ども総合プラン』をご覧ください。新・放課後子ども総合プランにつきましては、平成30年9月に国が策定したもので、放課後児童クラブ

の整備が進むなかで、更なる共働き家庭等の課題となっている、いわゆる「小1の壁」や「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化や連携を進めていこうというものになっています。そして、プランの推進については、教育委員会と福祉担当部局とが連携を図りながら推進していくものとしています。連携する形態として、一体型と連携型の2種類があります。放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小中学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものが、一体型といえます。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所のどちらか一方が小学校の敷地外にあって、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものを、連携型といえます。例えば、児童クラブが小学校の空き教室で実施し、子ども教室を地区市民センターなどの公共施設や地域の集議所など、小学校以外の施設を活用している場合などは連携型となります。

次に、資料（1）－4『放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携について』をご覧ください。伊賀市内の放課後児童クラブと放課後子ども教室について、比較しながら確認したいと思います。放課後子どもプランの前提条件としましては、「同一の小中学校区に、子ども教室と児童クラブがある」ことになりまして、この条件を満たす小中学校区は、現在、柘植小学校、西柘植小学校、成和東小学校、阿山小学校の4校区となります。その下の参考としております、子ども教室と児童クラブのそれぞれの概要ですが、趣旨としましては、子ども教室は、全ての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点・居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取り組みを推進するものとなります。一方、児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小中学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成と見守りを図るものとなります。連携の形としては、同一の小中学校内で子ども教室と児童クラブがあるものが、西柘植小学校については、一体型の選択ができます。また、小学校の近隣又は校区内の公共施設で子ども教室を行っている、古山、柘植、玉滝の各子ども教室は、連携型の選択ができます。一体型又は連携型を行う場合、初年度について備品購入費が補助対象となるなどのメリットがあります。

協議事項（1）の説明は以上となります。

（委員長）

ありがとうございます。

『「放課後子ども教室推進事業」及び「新・放課後子ども総合プラン」について』ご説明いただきましたが、何かご質問・ご意見等がございますでしょうか。

（質問・意見なし）

(委員長)

無ければ、協議事項の2番目『伊賀市放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状及び連携について』事務局からご説明ください。

(事務局)

続いて、協議事項(2)『伊賀市放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状及び連携について』説明に入らせていただきます。

まず、「放課後児童クラブの現状について」子ども未来課の担当よりご説明申し上げます。

(こども未来課係長)

こども未来課の津田です。

本日追加資料としてお渡しさせていただきました、放課後児童クラブ一覧表を見ていただきながら説明させていただければと思っています。

伊賀市内には、放課後児童クラブが全部で21か所設置させていただいております。一覧表の一番上の「フレンズ上野」から始まりまして、下から3段目の「げんき倶楽部」というところまで、こちらは公設民営型で実施させていただいております。指定管理という方法をとらせていただきながら市が直営のうち、公設民営で運営させていただいているクラブになります。そして、下2段の「いが放課後児童クラブ」と「放課後児童クラブふえるまーた」、そちらにつきましては民設民営の放課後児童クラブということになります。現在、放課後児童クラブは、伊賀市内の各小学校区に1ヶ所ないし2か所設置させていただいております。久米小学校だけは、「しろなみ児童館」がございましてそちらの児童館で業務を代替させていただいておりますが、すべての小学校区におきまして放課後児童クラブが設置されているというふうな状況でございます。ただ、昨今の夫婦共働きの状況であったり、少子化といえどもこのように共に働いていただいているというところから、児童クラブの定員というのがかなり厳しい状況になっておりまして、中々入っていただきにくいクラブが出てきてしまっているというところがございます。反面、逆に定員の方が減ってきているというふうなところもございますので、ちょっと地域間格差が生まれてきているというところも現状としてあります。また、放課後児童クラブの各指導員・支援員の方が高齢化してきているというふうなところもございまして、その支援員の確保が難しいというところから、児童クラブがなかなか継続しがたいんじゃないかというようなクラブも出てきており、今日現在、公募の方で放課後児童クラブを募集しているというクラブも実はございます。今日現在、一覧表の上から5段目・6段目の「放課後児童クラブ風の丘」及び「放課後児童クラブ第2風の丘」の指定管理者が交代ということで、公募させていただいているところでございます。こういった状況を受けているほか、質の向上のニーズがたくさん高まっているという風なことから、より専門性を高めた児童クラブの運営ということが求められているところでございます。伊賀市と致しましては、特に専門性の高い研修を市で開催させていただくととも

に、各児童クラブに専門的な知識を持った研修受講者をなるべくたくさん配置していただきまして、各クラブに置きまして特色を出しながらもサービスが等しく受けられるというふうな状況を作っていくということを目指して取り組みさせていただいております。また、民設民営のクラブにつきましては、市の方で特別何かしら運営に関与できることはございませんが、市内の子どもを預かっていただくというところで、さらに重要な役割を果たしていただいておりますので、各2ヶ所のクラブに置きましても研修の案内は等しくさせていただきます。今日現在では、新しい児童クラブの建設などは予定はしておりませんので、定員につきましてはしばらくこのままでいけるのかなと思っていますが、またニーズの状況などを把握しながら適切に進めていきたいと考えております。

簡単な報告ですが、以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

(事務局)

それでは生涯学習課の方から、「放課後子ども教室の現状及び課題について」説明させていただきます。

伊賀市の児童クラブと放課後子ども教室の状況について、資料(2)-1児童クラブ、子ども教室、それぞれの実施場所、資料(2)-2子ども教室の現状、をご覧ください。

まず、放課後子ども教室の現状につきまして、資料(2)-2の内容を説明します。この資料の内容については令和4年度に聞き取ったもので、登録人数については令和5年度のものに修正させていただいております。現在、放課後子ども教室は、柘植、西柘植、古山、玉滝の4箇所あり、それぞれの子どもの教室ごとに運営委員会を組織いただき、活動されています。活動時間は、いずれもそれぞれの小学校の就学時間終了後の時間帯となっており、古山地区では週2回、その他の地区では週1回をベースとして、土日や長期休業中の活動を行っている子ども教室もあります。登録人数につきまして、児童の数は玉滝地区が最も多い21人となっていますが、どの地域でも年々児童数が減少している傾向があります。一方、サポーターの人数については、新たなメンバーの加入があまりないことなどから、高齢化が進んでいます。いずれの教室も、1回あたりの運営には3人~4人のサポーターが対応されておられます。限られたサポーター人員の中でローテーションしながら活動いただいております。人員の確保に苦慮されている状況です。活動内容につきましては、学校の宿題のほか、様々な創作活動、季節のイベント、また農業体験や伝統行事への参加などを企画して実施されています。また、子どもたちからのリクエストを取り入れて実施しているところもあります。一体化・連携化についての考えですが、聞き取りをさせていただいたところ、いずれの教室も全くできないといった考えではなく、児童クラブにおける指導員や保護者の協力があれ

ば可能との意見があります。ただし、問題点のところにも記載させていただきましたとおり、児童クラブが土日に運営していないことなどによる実施日の調整や、サポーターの高齢化による児童数の増への対応について不安を示されています。また、これまでどの教室も一体化や連携化について児童クラブの指導員と具体的な協議を行っていませんので、活動プログラムの企画段階から行政側の担当者も含めて協議の場が必要であると考えています。

次に、資料（２）－１『放課後子ども教室・放課後児童クラブ実施場所一覧』をご覧ください。現在、同じ小学校区に子ども教室と児童クラブが開設されている４地区につきまして、それぞれの実施場所を地図上に示したものです。放課後子どもプランでは、西柘植地区は小学校内で実施する一体型、その他の３地区は学校または学校以外の場所で実施する連携型という状況にあると思います。特に古山地区の④⑤、玉滝地区の⑥⑦は、児童クラブと子ども教室の実施場所がそれぞれ離れており、いずれも安全に徒歩で移動することは困難ですので、送迎をどのようにするかといったところが課題になっています。すでに同一の小学校内で両事業を実施している③の西柘植地区については、移動の課題がありませんので、一体型の検討ができると思います。

ここまでの内容は、令和４年度において現状と課題として確認しておりました。

このため、今年度は西柘植放課後児童クラブと西柘植放課後子ども教室を交えて、事業を一体的に行えるか話し合いの場を、昨年８月８日に持ちました。西柘植放課後子ども教室の木澤会長からは、取り組んでいる内容の一つである俳句教室について連携できるか探っていただきました。しかし、講師側の人員が少ないことから、大人数の児童を相手にするのは難しいと結論に至りました。また、木澤会長からは、現状では西柘植まちづくり協議会においても管内の子ども達を対象でいろいろな事業を行っている。それらと連携することで、取り組む内容に広がりが出てくると思われる。西柘植まちづくり協議会では、既に児童クラブや子ども教室の枠を超えた範囲で事業を行っており、それらの取り組みと連携する方法もあるとのご意見をいただきました。このため、西柘植まちづくり協議会様にも協力をお願いできるか、昨年の１０月１２日に、西柘植まちづくり協議会の山本事務局長、生涯学習支援員としてお勤めの川村支援員にも相談しました。山本事務局長と川村支援員からは、放課後子ども教室と放課後児童クラブ、まちづくり協議会という、それぞれ異なる立場が一緒に事業を行うことになるが、見守りの範囲や責任の所在などを考えるといろいろと検討を要する。それぞれのスタッフの立場や処遇も異なることから、携わる立場を平準化するなど取り組みやすい条件整備をお願いされました。これらのことから、西柘植地域において放課後子どもプラン実施のため説明を行いました。関係者から放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携することの意義について、一定の理解を得られましたが連携するうえでの人員の手配や責任負担の軽減などについて課題があることがわかりました。

今後、どのように子ども教室と児童クラブが一緒に事業を行い連携を行えるか、引き続き検討を行ってまいります。

事務局からは以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

児童クラブと子ども教室の現状と課題等をご説明いただきましたけれども、皆さん方、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

よろしいですか。それでは無いようですので続いて、協議事項の(3)『放課後子ども教室の新設について』事務局より説明をお願いします。

(事務局)

放課後子ども教室の新設について説明します。放課後子ども教室「寺子屋つばめ」が令和6年4月から開設予定となっておりますことについてご報告いたします。

資料(3)－1「寺子屋つばめの概要」をご覧ください。実施主体の名称は、寺子屋つばめ。活動場所は、柘植地区市民センターほか主な活動場所は柘植地区市民センターですが、センターが使用できない場合は、近隣の地区集議所などを借りて使用することです。活動日・時間は、毎週金曜日の下校時から18時30分まで。夏休みなどの長期休業日の9時から16時まで。活動内容等は、宿題、工作、外遊び、様々な教室、誕生会などです。

受け入れ児童予定数は、20人。サポーター数は9人。今後、保護者や地域から希望者を新たに募集することです。コーディネーターは2名。先程紹介した、平野さん、丸柱さんです。運営主体は、寺子屋つばめ運営委員会。会長は平野さんです。開設予定年月日は、令和6年4月1日。また、寺子屋つばめ新設に先がけて、柘植小学校と柘植保育園の保護者に向けてアンケートを実施いたしました。回答期間は、令和5年11月7日から12月8日までの1か月間。寺子屋つばめを利用しますか、との問いに対して、利用を希望するが20件、希望しないが9件、わからないが9件、合計38件の回答がありました。対象児童数が182人から見た場合、約20%の方々から回答がありました。また、利用を希望するとの回答も20人とのことで、地域で一定の需要や希望があることがわかりました。なお、回答した保護者に児童が複数いる場合、それぞれの児童につき、「希望する」、「希望しない」、「わからない」の回答内容ごとに1件としてカウントしています。例えば、小学4年生と1年生のお子さんがある保護者が利用を希望すると回答した場合、利用を希望する件数は2件としてカウントしております。

続きまして、資料(3)－2から資料(3)－5までについて、説明します。資料(3)－2「寺子屋つばめ 運営委員会役員」をご覧ください。会長である平野さんほか9名の方々運営を担っていただきます。また、資料(3)－3では、「寺子屋つばめ 運営委員会規約」を定めていただいております。

資料（３）－４は、「寺子屋つばめ 安全管理マニュアル」です。事故防止・事故発生時の対応、防犯・不審者への対応、災害時の備えとその対応について定めていただいております。なお、資料（３）－２から４までの内容については、事前に生涯学習課にもご相談いただき、修正や確認を行い定めていただいております。このほか、資料（３）－５の「寺子屋つばめの案内チラシ」では、保護者や地域に向けて案内チラシを作成し広報いただく予定となっております。

事務局からは以上です。

（事務局）

ありがとうございます。

続いて、寺子屋つばめの開設予定者の丸柱様から、概要の説明をお願いいたします。

（子ども教室新設教室関係者）

ありがとうございます。私たちは、つばめカフェという地域食堂を、おととしの１２月から始めました。去年の９月から、放課後の居場所づくりとして、寺子屋を始めています。その流れで今回、放課後こども教室として「寺子屋つばめ」の開設に向けて準備をしています。こちらのチラシにも書いてあるんですが、子ども達が寄って、これまでいろいろ楽しくイベントをしたり、何もしなくてもいい場所だよってということで、みんなで楽しめる場所をみんながほっとできる場所をみんなで作ろうという思いでやっています。なので、保護者の皆さんにも、ただ子どもを預ける場所ではなく、みんなで作っていく場所ですっていうことを伝えながらやっていきたいなと思っています。

（委員長）

ありがとうございます。

今、「寺子屋つばめ」について事務局並びに丸柱さんから内容ご説明いただきましたが、皆さん方これについて何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（委員）

小林ふれあいサロンとの関係はどうですか。

（子ども教室新設教室関係者）

小林ふれあいサロンと一緒にやるかどうかということも初めは検討したんですけれども、開催場所も今は小林の方のこども教室は小林の集議所でやっておられますし、私たちは柘植地区市民センターを借りてやっていたので相談したところ、柘植地域に２ヶ所あってもいいということで今回別の団体として開催することにしました。小林の方が水曜日にやっておられるので、私たちが水曜日が一斉下校１年生から６年生まで、一緒の時間に帰

ってくるので水曜日で検討したんですけれど、小林の方も水曜日でやられているので私たちは金曜日でやろうかっていうことで、金曜日とさせていただきます。

(事務局)

県の方に確認しましたら、1つの小学校校区に複数のこども教室があっても差し支えないということを確認しましたので、今回柘植小学校校区に小林ふれあいサロンと寺子屋つばめは問題ないということでしたので、そちらの方に代えさせていただきました

(委員)

そういう場所が多ければ多いほどいいと思います。

(委員長)

柘植地区市民センターと小林のふれあいサロンの2つあるということで、他にご質問・ご意見等ございませんか。

(委員)

1つだけ聞かせて頂いていいですか。

つばめさんに聞かせていただくんじゃなくてですね、今回一番先に説明いただいたのはパッケージ等資料の中で2番目ですか「放課後こども総合プラン」ということをまずを説明いただいて、それは新しいプランなのかなと思ったら、これは本年度終了のプランということなんですよ。新たに子どもたちの中では、新たな居場所というような多機能な居場所を求めるんだということが出ております。今回、つばめさんが言っていたのは、今までの教室という枠を超えていろんなことをしていただくというようなご提案で、これからもしていただくということで、これは新たに示されている子どもの居場所なんだというところに、私は今までの教室から少し離れてるのかなっていうふうに少し思わせていただいております。今後、健康福祉部としてはそういった子どもの居場所っていうのは求められている中では、今言っていたような総合的っていうかカフェであったり食堂であったり、いろんなところが対応できるっていうところでは、今から求められている新しい場所なんだろうっていうふうに見させていただいたということです。そんな中で、今までの子ども教室が今後どのように同じように生むのかどうか、多ければ多い方がいいっていう発言も出して頂いたんですけども、今までの子ども教室という枠の中で増えていくっていうふうなイメージを今持たれているのか、いやいや今のつばめさんのようなものを確保していくのか、少し今後こうしたいんだというところがあれば、お話しいただいたらなというふうに思うんですが。

(事務局)

原則的に、委員がおっしゃられているいろんな考え方が示されたときに、新設するものについては連携とか一体化を、年度においてフォロー教育を考えなさいよってというようなことについて出ていたところですが。そのことについては、ご覧いただいている資料からも距離的な問題とかもあるんですけども、念頭に置いてということが求められているっていうようなことがあります。委員がおっしゃられたことにつきまして、具体的にどうこうっていうようなことは、まだ私どもも見えない状況です。ただ1つ言えることは、内容が多機能なものや、児童クラブと一体・連携するようなどは考えさせてもらおう。まだまだ新しい事業がこれから出てくるんですけども、私共も準備できてないのが実情かと思えます。

(事務局)

私もこの担当をさせていただくにあたりまして、事前に各市町の子ども教室について調べさせていただきました。運営の形態というのはいろいろありまして、青少年市民会議にお願いしてるパターンですとか、ファミリーサポートを行っている NPO にお願いしてるパターンですとか、あるいは小学校にコーディネーターなどを配置したうえで学校のほうにある程度一定のとりまとめをお願いし、後は講師さんとのやり取りをコーディネーターの方にやっていただいているところとか、名張市のように、当市でいう自治協議会に子ども教室を委託しているケースですとか、あるいはサークル連絡協議会に委託してるケースとかいろいろのケースがあります。今後どのようにするのかっていうのを担当なりに研究してるんですけども、やはり今は運営委員会にお願いしているんですけども、地域学校協働活動というそういう方法もあるのではないかと。運営委員さんだけでやっていると、どんどんやっぱり事務的な負担もあつたりします。ですので名張市のやっているような、まちづくり協議会と組んでやるとかですね、何か皆で支えていくっていうふうな形のような形態を取れば事務的な負担ですとか、地域的として盛り上げるというふうなこともあるのかなと担当としては思っています。

けれども、こういった形が今伊賀市においていいのか、答えが出てない状況ですので研究したいと思っています。

(事務局)

児童クラブ自体が子どもの数に似合うそのお金もっていうところでは、資料(1)-4でご覧いただいたとおり、子ども教室が地域のボランティアに頼っているところが非常に多くございまして、立ち上げから運営の根底が違うところがあって、子ども教室をしていただくことや、児童クラブも先程担当の者からもその維持が難しいという話がありましたが、子ども教室がボランティアに頼っており、存続はかなり難しいのかなって肌で感じているところなんです。その中で地域の方等を貸していただく方法、これからも文科省・福祉のほうからも出てくると思うんですけども、そこをどうやって我々が事業化していくか。少子高齢化といわれて久しいわけなんですけれども、どのように事業化していくのが非常に難

しいのかなとっております。

(委員)

西柘植は放課後児童クラブと子ども教室が背中合わせでやっていて、子ども教室の方は週1の水曜日だけ実施していて放課後はずっとやってるという形です。児童クラブの方はどういうふうになっているのか、私はあまりわかりませんが、子ども教室の方では保護者が下支えをしてこういうことをしましょうという形で募集しているのだと思います。俳句とかお茶とかウクレレなど、週1でもやっていって積み重ねていこうとこういうことで。隣の児童クラブの方はわかりませんが、今度子ども家庭庁ができて結局1本にして今まで管轄の省が違いましたよね。私もこれにかかわって、子ども教室の方は本当に長いんです。10年弱くらいずっとかかわってきたんですけど、今ここでもうちょっと子どもの居場所づくりも社会環境もだいぶ変わってますからね。いろんな形でいい方向を見つけていくということであれば、それはその地区によって違うと思うんですけど子どもにとってはいいことだとは思えます。そのためには、市役所の方からこういう風にしないでは、動かない問題やと思うんです。木澤さんもお見えになりますけれど、特に子ども教室の方や放課後児童の方も関わっているボランティア職員とかの方との話し合いが、今まで1回もなかった。私達のやっているのを子ども達が見に来て、雑誌持ってきて、廊下でウロウロしてて私達は教室でやっているっていう状況もあったんです。けれどやはり木澤さんがまとめていただいているけれど、そこにかかわってる者同士がやっぱり話をする。そしてどうしたらいいかというふうなことの方向を探っていくと、子ども教室のほうやったら週1だから来てるという人もおりますし、放課後やったらそうはいかんよと、週や月の何日間とかくるとじゃもういいわ、行かないわっていうのも出てきますしね。今おっしゃっている1本にしていい方向というのはなかなか難しい。隣同士だから1本にして話し合いしてやったらいいんじゃないか、という訳にいかない部分もあるんです。

(事務局)

おっしゃる通りだと思います。

(委員)

それには近いうちに予算を設定し、事務局も入っていただいている話し合いになるかと思うんですが、子どもの居場所づくりを進めていくということに関しては、どちらも同じ気持ちだと思います。

(委員)

いまだに、子ども家庭庁と文科省その2本立てでやっている。結局児童クラブっていうのは、一応予算的には厚労省がもっているんですよ。1番の目的っていうのは、子どもの放

課後の居場所を保証してやるってそういうことですよ。結局児童クラブっていうのは有償ですね。だから定員に満たない児童クラブもあるというふうにおっしゃってました。もし無償だったら、子どもを預けたいなおっしゃられる家庭もたくさん出るんじゃないかと。なんせ児童クラブは有償でね、児童保育ですよ。これをいつまで続けていくんだろうなど。子ども教室は当然無償ですから、非常に来ていただきやすい。たとえ週1回月数回にしる、そのあたりのところをもう少し、子ども家庭庁があるわけですから、これだけ子どもたちの放課後の児童保育という部分が大切だといわれてる中で、どうして国の方でしっかりとその辺を子ども家庭庁せっかくできたのに、うまくやっていただけるような方策・動きがあるんですか。

(事務局)

例えば1つの建物の中に、保育園と幼稚園があるようなこともあります。しかし、ああいふふうにしなさいよとか、そのおおきな変動みたいなことを起こしていきなさいよとか、私はまだ存じあげないんですけれど。

(委員)

確かに言われる。こども園や幼稚園もそうですけど、文科省という1つの所管になりますよね。

(事務局)

現状、伊賀市に1か所の認定こども園があって、同じ建屋の中に保育園と子ども、幼稚園と子どもが共存しているという状態の施設が1箇所あるんですけれど、今後、放課後子ども対策の中で1個の建屋の中でそんなことが起きるのかどうかということも、ちょっとそこまではいかないのかなと思います。放課後児童クラブが全小学校区内にやっとな揃って、放課後に子どもさんを見てほしい保護者の方の要求・要望に対して、一定不可逆的な対応ができたという部分については、上野南小学校が要望もあったので実現できたというところもありましたので、進んではいるというようなことは理由だと思います。それから福祉部局では子どもの居場所ということで、また新たな部分にもお取り組みの方いただくに当たり補助金を受けていただいております。数年前の現状のままかと言うとそうではないということもありますので、特に今この会議に取り出しているのは、子ども教室と児童クラブということですので、その中で求められてる需要と供給があります。けれどもその中でこれまでずっと言われてきたこのテーマであります一体化、それから連携していく部分なんですけれども、なかなか先生も先程おっしゃって、多分難しい部分がクローズアップされて、なかなか踏み出せないなってところが正直なところだと思うんですが、私どもも模索してなにかかん思うんです。

(委員)

一気になれないというのか、子ども教室の方ですとね。たとえば週1ぐらいのところだからそれにかかわる人もそれならって感じで、比較的年齢も若い人も手伝いに来ていただいている。

(事務局)

私共も、一緒にしようとしている訳ではなくて、何かそれぞれの児童クラブと子ども教室に通っている子どもさんが、年に何回かの頻度でも一緒に行事に参加して楽しんだりすることはできないかなということを探してるんですよ。

(委員)

子ども教室から聞いてたんですけれども、ここへ参加させてもらって一気に一緒になくても、月に1回とかこういうふうなことについては、それにかかわる費用があらと物凄く差があると思うんです。はっきり言いまして、子ども教室の方でしたら1時間5,600円、放課後の方は1時間だいぶちょっと上やと思うんですけれども、そこらへんの課題も出てくると思いますし調整とか出てきます。

(事務局)

おっしゃる通りです。そこらへん難しいなという新たに自覚した気がしましたんです。

(委員)

桑名市はこれがすごく進んでるんです。放課後子ども教室とかね、有償です。もちろんあらは働きに行ってる親御さんが多いので有償でやってます。食事もつけてます。すごく人数が多くて溢れ出る子どもがいると聞いてます。伊賀の方はそういうことはないと思うんです。一気に一緒になりにくいけれど、年間何回か一緒にと。子ども教室の人の方は、比較的じいちゃん、ばあちゃんが迎えに来てくれたり、お家に誰かがいてきている子どもが多い。だから、5時くらいになったら迎えに来てくれるとかそういう感じ。ただし、放課後になりますと有償ですけど働いている方がお見えになるから、時間が6時とかね過ぎていくんじゃないですか。そういうふうなところもちょっと話しあってはどうかと思います。

(委員)

児童クラブ預けるんで迎えに行くのが、定時っていったら9時・5時くらいになるんで、なかには6時ぎりぎりっていう家庭も多いんでね。それで教室の方はボランティアみたいな感じでしてもらってるから確かに言うとおりの、お互いことは協力しあってやっています。

(事務局)

クラブなり教室なり本体が、しっかり変則的なことをしていただくことが非常に重要なと思ってまして。そこを崩してまで、そこを言えば国に怒られますけど、連携をどうして模索しろというのか僕もあまり腑に落ちないんです。

(委員)

何回もお話して悪いんですけど、子どもの居場所づくりという1つの目標にするならば、子ども教室も放課後も、それをやっぱりしっかりしないと。放課後の方は冬休み・夏休みやってるわけですけど、例えばこちらの方のこども教室であれば夏休み・冬休みしませんということも可能なんです。例えば子ども教室の方も、もう少し子どもの居場所づくりで、家にじいちゃん・ばあちゃんがお見えになるけれども、あちらの方はおやつ代とってると思うんですけど、そういうことも含めてもうちょっと回数を増やすとかであれば、伊賀の事ばかりで悪いんですが、話し合いもできるし、それから一緒になってこういうことについては、何回でもやってみましょうかということであればどちらも線そろえていかないかね。

(事務局)

いろいろなご意見いただきましてありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございます。

いずれにしても、教室もクラブも主体は子どもですので、子どもたちのいろんな意見も聞く事も大事ですし、それぞれ地区によっても事情があると思いますので、なかなか早急には結論も出ないと思いますけれども、皆さんそれぞれお持ち帰っていただいて、また当事者の方のご意見等を聞いて慎重に審議を重ねていきたいなと思いますのでよろしいでしょうか。それではほかにございませんか。なければ、新設の「寺小屋つばめさん」について皆さんご承認いただきますでしょうか。

(一同拍手)

(子ども教室新設教室関係者)

ありがとうございます。一点だけいいですか。つばめカフェとして地域食堂だったりしてきて、今回寺子屋つばめ部門の方で、今まで子ども教室の皆さんがされていた部門と同じように放課後の居場所として寺子屋つばめを始める予定です。そこを生涯学習課と一緒にさせていただくというイメージで、地域食堂の部分は地域食堂の部分であって、違うお母さん達の居場所づくりとか、そういう保育の居場所とかいろいろフリースクールだったり、いろいろな部門をしていきたいなと思っています。寺子屋つばめのことは生涯学習課さんと一緒に皆さんと同じように、子ども教室としてさせていただくということで頑張っていま

すのでまたよろしく申し上げます。

(委員)

つまり、これは柘植地区の校区の子ども達を対象ということですね。それとも、たとえば夏休み・冬休み等は地区を切って、よそから来てくれたら定員がまだ空いてる限りは受けますよということですか。

(子ども教室新設教室関係者)

規約にも書かせてもらったんですけども、どこの地域の方でも来ていただいていいと中高生でも親御さんが一緒でしたら未就学児の方も受け入れているんです。生涯学習課さんと相談して、子ども教室としての枠組みは小学生対象なので、たとえば中高生や他の未就学児の子が来た場合は、それは寺子屋つばめの事業の外部の方なんだけれども一緒に居場所と一緒に空間で過ごしましょうということ。たとえば保険に関して言えばその小学生の子どもたちはスポーツ安全保険に入りますが、他の子に関しては、たとえばボランティア保険で対応しますとかそういう風にしていこうとは思っています。対象としては、全員どこの地域の方でもなります。

(委員)

それは送迎の方でも対象になりますか

(子ども教室新設教室関係者)

はい。送迎の方はそうですね。柘植小学校の子だけはスタッフが迎えに行くので加入はありません。帰りは皆さん送迎をお願いしています。

(事務局)

形態としては市からの委託事業になります。皆様がされておられる子ども教室と同じになりますのでご承知おき願います。それ以外にも多岐にわたって活動しておられて、区別をしていかれるということですね。

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、協議事項3番の『放課後子ども教室の新設について』は、皆さまご承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございました。協議事項3番の『放課後子ども教室の新設について』は、本審議会において承認しました。

(事務局及び子ども教室新設教室関係者)

(一礼) ありがとうございました。

(委員長)

さまざまなご意見ありがとうございました。

これで本日ご協議いただく事項については、全て終了しました。スムーズな議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

続いて、事項書の3番『その他』ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

その他の項目ですが、生涯学習課から、コーディネーター報酬単価と、サポーター報酬単価の改定についてご報告申し上げます。

現在、コーディネーター報酬単価は、1時間当たり1040円、サポーター報酬単価は、1時間当たり540円となっております。しかし、伊賀市で放課後子ども教室がスタートした時点での単価のままであることや、ボランティアの高齢化や人員不足への対応、県内市町の状況などについても調べたところ報酬単価の増額が必要であると考え、令和6年度当初予算要求をさせていただきました。

変更後の単価は、コーディネーター報酬単価は、1時間当たり1480円。サポーター報酬単価は、1時間当たり933円です。

県内市町の1時間当たり報酬単価の状況については、コーディネーター報酬単価が933円から2200円まで。サポーター報酬単価が400円から2000円とかなり幅がありました。そのなかで、伊賀市については、放課後子どもプランの事業実施の根拠となる『学校・家庭・地域連携協力推進事業費 補助金交付要綱』の、別表『「地域と学校の連携・協働体制構築事業」謝金・旅費確認表』に基づきました。別表の確認表では、補助対象となる1時間当たりの報酬単価が、コーディネーター報酬で1480円、サポーター報酬が930円とされています。なお、サポーター報酬については、地域の最低賃金単価が確認表の額を上回っている場合は、最低賃金の額を上限として積算できるとの注意書きがあることから、予算要求時点の三重県の最低賃金額である、1時間当たり933円で予算要求しました。ただしこの内容は、令和6年伊賀市一般会計等予算原案の内示があったものであり、正式な決定は3月議会において予算案が可決してからとなりますのでご了承いただきたいと思います。

事務局からは以上です。

(委員長)

何かご質問、ご意見などございますか。

(質問・意見なし)

(委員長)

委員の皆様から何かございましたらお願いします。

岡澤課長、何かございますか。

(こども未来課長)

熱心にご討議いただきまして、ありがとうございます。

私共、福祉部局の方は、児童クラブをやらせていただいて、こちらの生涯学習課の方が子ども教室をしているということでございますが、縦割り行政とよく言われるんですけれどもそんなことばかりではなく、1番大事なのは、先ほどおっしゃっていただきましたように、子どもの居場所をどうしていくかということに尽きると思います。その中で行政だけではなくて、地元で NPO さんでありますとか住民自治協議会さん等のご協力とご理解を得まして、伊賀まちづくりの福祉の推進に努めていけたらなと考えております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

(事務局)

上出委員長様、スムーズな議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。これで、委員会を終了とさせていただきます。なお、本日の検討委員会に係る旅費請求書の振込口座等に誤りがある方は、お手数ですが、お帰りの際に担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。